

# 「令和5年度川崎市中小企業DXモデル開発支援事業」 専門家派遣プログラム 募集要項

## 1 事業概要

市内中小企業の産業競争力の強化とDX化の推進に向けて、DXへの意識醸成や普及促進を図るため、専門家派遣プログラムを実施します。

### 募集期間

令和5年8月4日（金）～令和5年12月28日（木）

### 支援概要

プログラム参加者は、DX推進に関する豊富な支援実績を有する専門家によって、3回の面談を通して以下のどちらかの課題整理・アクションプラン作成サポートを受けることができます。

1. 他社への販売を意図したDXモデル事業開発
2. デジタルツールを用いた自社業務改善

実施回	アジェンダ（案）	実施方法
第1回	・現地視察、ヒアリング	現地
第2回	・デジタル関連の課題整理及び解決方針（アクションプラン）作成に関する伴走支援	オンライン
第3回		or 現地

なお、専門家への相談テーマは、応募企業がもっとも重要と考える一つを対象に行います。また、第1回の開始前に事前に事務局からヒアリングさせていただく場合があります。

### 募集定員

先着5社

### 参加費

無料

## 2 応募資格

申請者は次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 中小企業者（※1）又は小規模企業者（※2）であること。ただし、次に該当する場合を除く。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っているもの
  - イ みなし大企業（※3）
  - ウ 政治団体
  - エ 宗教上の組織又は団体

- (2) 川崎市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）があること。
- (3) 川崎市税（法人は法人市民税、個人事業主は個人市民税を指す。以下同じ。）の納税義務者であること。
- (4) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (5) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及び暴力団員でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとするものではないこと。

※1 中小企業者

次の表の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす企業又は個人事業主を指す。（中小企業基本法第2条第1項による）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は資本金3億円以下または従業員数900人以下
- ・ 旅館業は資本金5,000万円以下または従業員数200人以下
- ・ ソフトウェア業又は情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員数300人以下

※2 小規模企業者

次の表の「常時使用する従業員の数」を満たす企業又は個人事業主を指す。（中小企業基本法第2条第5項による）

業種	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業	20人以下
卸売業、サービス業、小売業	5人以下
その他業種（上記以外）	20人以下

※3 みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指す。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であつて、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者